

公 告

下記のとおり通関業の許可が消滅したので、通関業法第10条第2項の規定により公告する。

記

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 通関業者の名称
及び所在地 | 株式会社カミック
山口県下関市大和町1丁目16番1号 |
| 2 営業所の名称
及び所在地 | 本社
山口県下関市大和町1丁目16番1号 |
| 3 消滅理由 | 通関業の廃止 |
| 4 消滅年月日 | 令和5年8月31日 |

令和5年8月25日

門司税関長 末永 広